

報告第26号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和2年12月3日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

2 専第 20 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 52,845 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 2 年 1 2 月 2 日
- 4 事 案 概 要 令和 2 年 1 0 月 9 日（金）午後 7 時頃、交野市向井田 3 丁目 7 4 番地先市道私部寺北線及び堤塘敷において陥没箇所があったため、走行中の相手方車両の運転席側前後タイヤ等を損傷させたもの。
なお、事故の責任割合は、本市 50%、相手方 50%とし、相手方車両の修理等に要する費用の内、その責任割合に応じた費用を負担する。
- 5 そ の 他
- | | |
|------------------|-----------|
| 相手方修理費等 | 105,690 円 |
| 上記額の内、本市責任額（50%） | 52,845 円 |
| 道路賠償責任保険額 | 52,845 円 |
| 市持出額 | 0 円 |

令和 2 年 1 2 月 2 日

交野市長 黒 田 実